

平成 19 年度水道事業会計決算の概要

効率的な事業運営を継続

平成19年度水道事業会計決算が9月市議会において認定されました。

前年度決算の概要についてお知らせします。問合せは水道局財務グループ（0798・32・2211）へ。

決算の概要

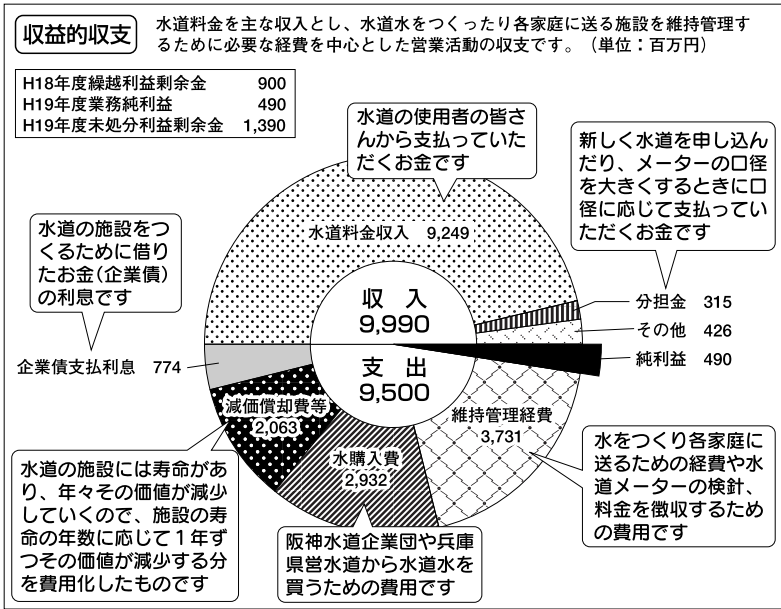
平成19年度末の給水人口は47万6195人で、前年度より3848人（0.8%）増えています。また、給水戸数も21万7463戸で、前年度より2931戸（1.4%）増加しました。

これにより、年間の給水量は、5451万6598m³となり、前年度より61万6987m³（1.1%）とわずかながら増加しました。

19年度の収入のうち水道料金収入は微増しましたが、給水装置工事に伴う分担金収入の減少などにより、前年度に比べて1億1000万円の減収となりました。支出は、業務の見直しや人件費の削減による経費の節減に努めたことなどにより、前年度に比べて1億9100万円の減となりました。

その結果、19年度の決算は、水道料金収入などの収益的収入総額99億9000万円に対し、水道料金収入をもって充てる経

平成 19 年度決算の状況

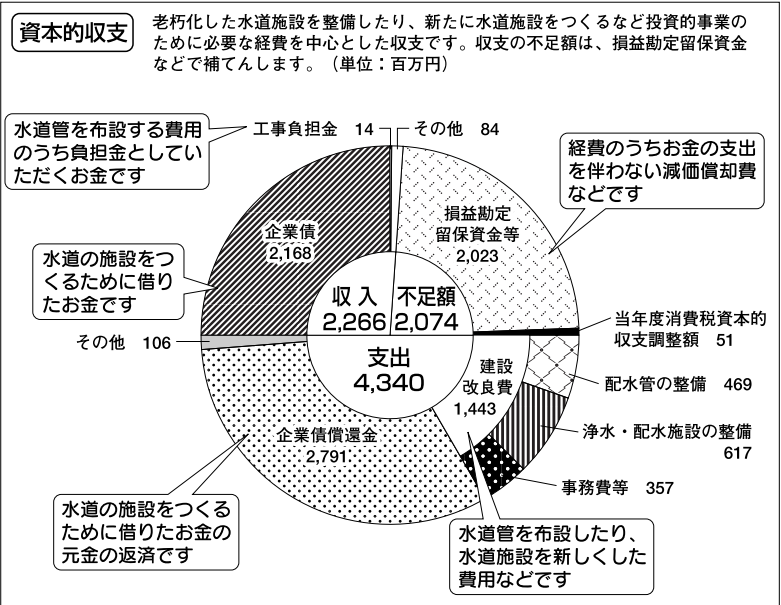


浄水場の統廃合を推進

このような厳しい状況のなか

また、本市の水道施設は昭和30年代から40年代に建設されたものが大半で、まもなく更新時期を迎えることとなります。

事業所や公共施設において、水の再利用の促進や経費節減などにより使用水量が減少しています。また、家事用においても節水型のトイレ・電化製品などの普及や節水意識の定着などにより、1戸あたりの使用水量が減少傾向にあります。これらのことから今後も給水人口・給水戸数の増加に比例した水道料金収入の伸びは期待できない状況です。



※収益的収支は消費税及び地方消費税を含まず、資本的収支は消費税及び地方消費税を含みます

健全な経営を維持していくため、昨年3月に30年度までの将来像を見据えた「西宮市水道ビジョン」を策定しました。そのなかでは、市内の浄水場を南部地域の鳴尾浄水場と北部地域の丸山浄水場の2つに統廃合していくこととしており、この実施に向けて今年4月1日に厚生労働省から水道事業の認可変更を受けました。

また、変更後の認可と整合を図るため、施設整備計画の見直し作業を行い、現在浄水場統廃合に関連する工事などの準備作業を進めています。

しかし、これらの施策の実施に加え、強化される水質基準への対応や鉛製給水管の解消といった課題もあり、今後多額の資金投資が必要となります。

水道局は、これまでの累積赤字をこれらの資金として活用しながら、引き続き業務の見直しなどによる経費の節減を進め、効率的な事業運営を進めていきます。

法に基づく水質基準項目50項目のうち健康に関する30項目では、病原性指標菌の大腸菌は検出されず、ほとんどの項目で基準値の10分の1未満でした。検出されている項目においてもすべて基準値内にあり、消毒副生成物のトリハロメタンなどは最大でも基準値の半分以下でした。

また、変更後の認可と整合を図るため、施設整備計画の見直し作業を行い、現在浄水場統廃合に関連する工事などの準備作業を進めています。

しかし、これらの施策の実施に加え、強化される水質基準への対応や鉛製給水管の解消といった課題もあり、今後多額の資金投資が必要となります。

水道局は、これまでの累積赤字をこれらの資金として活用しながら、引き続き業務の見直しなどによる経費の節減を進め、効率的な事業運営を進めていきます。

市内14地点の蛇口で行った水道法に基づく平成19年度の定期水質検査の結果は、すべて水質基準に適合していました。

安全・安心な西宮の水道をご利用ください。

問合せは水質試験所（0798・51・6262）へ。

安全・安心の水道水

平成19年度水質検査結果

西宮市の水道水（平成19年度）

区分	水質基準項目	基準値	検査結果
病原性微生物	一般細菌	100個/1ml以下	0個/1ml
	大腸菌	検出されないこと	不検出
金属類	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005 mg/l未満
	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満～0.002 mg/l
	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	0.005 mg/l未満
消毒副生成物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
無機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.11～1.58 mg/l
	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.07～0.52 mg/l
有機物	ハウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.02未満～0.17 mg/l
	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002 mg/l未満
	1,4ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005 mg/l未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	0.002 mg/l未満
	cis-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004 mg/l未満
	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002 mg/l未満
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	0.003 mg/l未満
	ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l未満
	消毒副生成物	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下
クロロホルム		0.06 mg/l以下	0.001未満～0.026 mg/l
ジクロロ酢酸		0.04 mg/l以下	0.004未満～0.013 mg/l
ジブロモクロロメタン		0.1 mg/l以下	0.002～0.016 mg/l
臭素酸		0.01 mg/l以下	0.001未満～0.003 mg/l
総トリハロメタン		0.1 mg/l以下	0.006～0.047 mg/l
トリクロロ酢酸		0.2 mg/l以下	0.02 mg/l未満
ブロモジクロロメタン		0.03 mg/l以下	0.002～0.013 mg/l
ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.001未満～0.003 mg/l	
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008未満～0.01mg/l	

区分	水質基準項目	基準値	検査結果
金属類	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.1 mg/l未満
	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.01未満～0.05 mg/l
	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.01未満～0.09 mg/l
	銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.1 mg/l未満
無機物	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	9.6～43.6 mg/l
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.001未満～0.004 mg/l
その他	塩化物イオン	200 mg/l以下	9.0～69.5 mg/l
無機物	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	37～85 mg/l
	蒸発残留物	500 mg/l以下	86～245 mg/l
有機物	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l未満
	ジェオスミン(かび臭物質)	0.00001 mg/l以下	0.000001未満～0.000006 mg/l
	2-メチルイソボルネオール(かび臭物質)	0.00001 mg/l以下	0.000001未満～0.000004 mg/l
	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005 mg/l未満
	フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005 mg/l未満
その他	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l以下	0.4～1.4 mg/l
	pH値	5.8以上8.6以下	6.7～7.7
	味	異常でないこと	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし
	色度	5度以下	1未満～2度
	濁度	2度以下	0.1未満～0.2度

※平成19年度に市内14カ所の蛇口で行った水質検査で、最低値から最高値の範囲を示しています。項目によって大きな差があるのは、給水系統により水源が異なるためです

※平成20年4月から塩素酸が水質基準項目に追加され、水質基準項目は51項目となりました

また、性状に関する20項目もすべて基準値内にありました。

水道局は法に基づく水質基準項目の検査だけでなく、水源での水質監視として農薬類（102項目）を含め、最大186項目の水質検査を行っています。また、水質事故に対する迅速な対応のため、自動水質監視装置を市内12カ所に設置しています。

今後も水源から各浄水場・家庭の蛇口まで、水質検査計画に基づき一貫した厳しい水質管理を行っています。